

平成29年 第1回定例会
産業厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

平成29年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成29年3月13日
召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員	長	河野	龍二	副委員長	分部	和弘
委員		浦川	圭一	委員	饗庭	敦子
委員		西岡	克之	委員	吉岡	清彦
委員		竹中	悟			

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永正彦

説明のため出席した者

住民福祉部長 久松 勝
(福祉課)

課長 森川 寛子 参事 山口 聡一朗
(住民環境課)

課長 栗山 浩二 課長補佐 森内 秀朋
係長 長谷 裕志 主査 松本 雄輔

建設産業部長 緒方 哲
建設産業部理事 松邨 清茂
(都市計画課)

課長補佐 山口 新吾 主任 山口 和樹

(介護保険課)

課長 辻田 正行 課長補佐 田中 廣幸
係長 日高 拓郎 係長 木澤 奈津代

本日の委員会に付した案件

議案第 2号 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 7号 長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第 16号 平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正
予算 (第4号)

議案第 22号 平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

開 会 9時30分

閉 会 14時30分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

平成29年度第1回定例回本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

それでは、よろしくお願いたします。議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本議案は平成12年に成立しました社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律によりまして、社会福祉事業法の一部が変更されたことに伴いまして、本条例で引用している法律の条ずれが生じていたにも関わらず改正を行っていなかったため、今回改正をお願いするものです。本日お渡ししている新旧対照表のとおり、第56条が第58条に条名が改められておりますので、町の条例につきましても第1条で引用しております社会福祉法第56条第1項の規定というところを第58条第1項に改めるものでございます。適用条文を誤っていたこととお詫びいたしますとともに、ご審議の程よろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま、提案理由の説明をいただきました。

それでは質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。いただいた資料でも構いません。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今のご説明があった中で社会福祉法が56条だったのが、58条に変わったんだというふうに理解しましたので、それが変わったのはいつか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

平成12年の法律第111号で変わっておりました。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということは平成12年からもう既に変っていたので、今、平成29年ですので、17年間そのままだったということなんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

はい、その通りです。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたので、委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

経緯は理解いたしました。それで56条の条文と58条の条文、大きな違いは何ですか。それと条文の変更がないまま、一定、期間が来たんですけども、この間、この条文に対し支障がなかったものなのか。その辺、あればお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

56条と58条の変わっている所は、赤文字で記載をさせていただくんですけども、条文の内容自体は変更がございません。文言の整理という形になっています。56条から58条になったのが、その前に2条、条文が追加されたということによる条ずれということになっております。それから、これまで支障がなかったのかということですが、実際はこの社会福祉法人に関する助成に関する条例というのが社会福祉法に基づいてやっていますということですので、法律の条文と実際にはずれたまま助成を行っていたということは事実だと思います。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

条文としては内容が変わっているわけではないということですが、そうすると、この法が変わった時の担当所管の対応。この辺はどういうふうに今までされてきて。それがちょっとうまくいってなかったというところが今回の件だと思いますけども、その辺はどういうふうに今現状されてらっしゃるのか。それを教えていただきたいと思えます。

○委員（分部和弘委員）

森川課長。

○福祉課長（森川寛子君）

このように上位法の変更があった時には各所管課の方で条例改正の決裁をあげまして法令審議会の方にかけていただくという、その後、議会に提出というような段取りにな

っております。ですから、本来なら平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法という名称に変更になった、その部分についてはきちんと条例改正をしているんですけども、条が変更になっているというところの確認が不十分であったというところでの、今回のような形になってしまったと思っております。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

おはようございます。それでは、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。現在、粗大ごみの回収に関しましては年2回の拠点回収により無料回収をいたしております。昨今の社会情勢の変化の中、多様な生活スタイルへの転換や核家族化及び高齢化の進展などにより粗大ごみの戸別収集への需要も高まっております。こういった需要への対応と粗大ごみ排出者への負担の適正化を推進するため、粗大ごみの戸別有料収集を導入するものでございます。それに伴い、条文の整理を行うものでございます。附則といたしまして、施行日については平成29年7月1日とさせていただきます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま、提案理由の説明をいただきました。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

資料の別表の中で、粗大ごみの処理手数料の第5条に規定する云々と書いて、無料と書いてますけども、ここのところ詳しく、よろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

この5条に関しては、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の5条でございます。この5条の規定というのが、町が定める一般廃棄物の処理計画、これを毎年策定しております。それによって、粗大ごみについては拠点回収で年2回、拠点回収場所で回収をするというものでございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

普通、今やっている、春とか秋ぐらいにやってますよね。その分については無料ということで、変わらないということで確認して良いわけですね。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

その通りでございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この粗大ごみを有料化することによって、どれくらいを見込んで予算上計上されているのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

こちらについては年度途中から始めるということもございまして、1番の基礎データは長崎市が完全の有料収集を実施しております。年間約2万個、個数として回収しております。人口規模から逆算すると約長与町が10分の1ぐらいでございますので、完全収集であれば2,000個ぐらいになるのではないかなと。そこから当然、先程もご説明したとおり無料回収も実施をいたします。ですから、非常に予測数というのが難しいですけども、700から800個あたりを想定して試算をしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この料金設定について伺いますけども。今、持ち込んでも受けていただけてますよね。持ち込んだ場合の料金と今回の設定した料金の差額というのは、何か出されてますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷係長。

○係長（長谷裕志君）

持ち込んだ場合には100キロまでが640円。今回、自宅まで戸別に回収に行った場合には30キロ、1メートル以下につきましては1個につき500円、それ以上2メートルまで60キロ以下につきましては1,000円に消費税という形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

比べる基準が元々違うということですね。分かりました。それと1点関連してなんですけど、今は無料回収されていますよね。これに掛かる町の負担は、結構掛かっていると思うんですが、この持ち込みの方はその日に出されないから、例えば軽トラックとかを調達されて積んで持って行くわけですね。これは今言われた料金が掛かっているわけですね。この負担の適正化と考えれば持ち込んだ方はそれなりの負担をしよるわけです。公園に持って行くか、処理場に持って行くかで負担が違うわけです。処理場に持って行ってもらえば町の負担は大分無くなると思うんです。逆に負担は減ると思うんです。そういったところで持ち込んだ分と、あくまでも住民サービスなんだろうけど、公園に持って来てくださいと、無料で処理しますよというのは。その差があまりにも大きいんじゃないかなと思うんですが、そこの議論は何か出たことはないですか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

確かに、無料とそれから持ち込みの場合でもいくらか手数料があるので、現状でもこれまでものすごく差がひどくあるというのはもうご承知のとおりだと思います。昨年の方でも町長答弁でもあったとおり、粗大ごみに関しても有料化を進めていくという観点で29年度から実施をさせていただくんですけども、急にいきなり完全実施というわけにいかないの、まずはちょっと並行稼働をさせていただいて、その中で、いろんな収集、それから運搬に関して改善できるものは改善をしていって、ある一定期間を経た後に完全実施ができないかなというふうな考えでございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

1,080円の80円の消費税、1,000円の積算根拠はあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山係長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

これが、廃棄物会計基準に基づいた費用及び単価ごみ量当たりの費用という計算表がございまして、国が出されたそれを準用して実際にクリーンパーク、クリーンセンターに係る経費それと収集運搬に係る経費、それを計算いたしまして1キロ当たりどれくらいの経費が掛かるのかというので算定をいたしました。これもあくまでもクリーンパークが昨年度から稼働しておりまして過去の通年のデータが無いんですけども、27、28年度のデータを基に1個当たり処理費用として1,700円前後になるのではないのかと。あくまでも平均値です。平均値として1,700円前後になるのではないのかと。そこから逆算しまして、ごみというのは町が主体的になって処理をしないとイケないという部分も勘案し、他の自治体のこの負担割合というのかなりあちこち調べて参考にさせていただいて、おおむね受益者の負担として3分の1程度をお願いできないかなというところで550～560円ぐらいに平均処理費のご負担をお願いしたいというふうに考えて数値を出しました。それから、国の方の規定として近隣自治体の均衡をよく考慮してくださいと。極端に安いとか極端に高いとかいうことであると非常に問題があるということで、長崎市の手数料を参考にさせていただきました。もう1点が長与町というのが長崎市からの転入者の割合がおおむね6割ぐらいで非常に多いということで、やはり均衡性を持たせているというところで、長崎市の料金を基本に考えさせていただいて、プラス基準ですよ。大きさと長さとか、転入者が非常に多いということで、そういった面も考えるとシンプルに長崎市の基準をベースにして、金額については先程言った550～560円をベースに考えて、消費税を考えると500円と1,000円と区切り良くした方が良いのかなというところで設定をさせていただきました。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、長崎市との比較を説明の中でよく出されていますけども、参考までに長崎市はこういう長与町でやっている年2回の拠点の粗大ごみの回収をやっておられるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

長崎市は直接搬入と完全戸別収集のみです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうであれば、全て出された物については費用をいただくということになっているんですよね。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

長崎市の場合は全て有料、直接と戸別収集と手数料、若干違いますけれども全て有料です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ごみ袋について言うんですが、この前、よくいろいろ視察した時には30円とか20円とかあるところもあるわけです。何か一つの話題になりよった気もするんですけども、こういう点の今後の見通しというか、今回改正になってないですよ。どうなんですか。当局としての捉え方は、今後の中身をお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

吉岡委員が言われるステーション回収で頻繁に出されるごみというのが、燃えるごみとか燃えないごみとかありますけども、こちらについてはものすごく生活に密着した日々出てくるごみの収集ということで当然排出される量が多いわけです。そういった面を考えると、そこにもものすごく負担を願うというのは家庭的にもかなりこり厳しい面があると思います。長崎県自体、長与町もなんですけども他県の手数料から比べれば、かなり安いというのが事実です。上から下までいろいろあると思われませんが、そういった観点から住民に直結したごみについてはある程度のご負担で、値上げをしないでという考えが今まででございますが、今後についてはごみの排出量の削減とかそういった面からも他市町の状況を見ながら、新たに試算をして検討すべき事項ではないかと考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

粗大ごみの有料化、ここにいただいた資料に書いている所ですね、年間ですと今出させていただいて無料で収集していただいているんですが、これを有料化にしていくと。今の話題になっている施設の使用料、手数料と同じような方向性に行くだろうというふうに思いますけども、ちなみに年間、無料収集に掛かる経費。もしお分かりになれば

その経費の総額を教えていただければというふうに思います。それと最後の確認ですけども、もう一度、今までこれをやっていた部分を徐々に長崎市のように完全有料化にしていくということ、この2点を確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

27年度の収集運搬に掛かる経費ですけども2,355万4,800円でございます。ちなみに収集運搬の重さ、全重量ですけども303トン。収集運搬に掛かる経費というのが現在77.7円です。1キロ当たり掛かっております。それから完全有料化についてですが、当然、住民のご意向とかご意見も聞かないといけないと考えております。先月、保健環境連合会の理事会の方でもこの話をさせていただいたんですけども、全部本人に負担させるべきじゃないかとかご意見もあります。それと長崎市と隣接しておりますので、安くすると長崎市のごみがこっちに来るよとかそういったご意見もありました。そういったところで均衡も図らないといけないし、今後また保健環境連合会の総会あたりで意見をお聞きして、いつぐらいに完全移行した方が良いのか、もしくはもうこのまま並行するべきなのか、ちょっと非常に苦慮しているところです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

収集運搬費で2,350万円程度ということでしたけども、実際、処理場に持って行って処理する費用というのはこれには含まれてないんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

収集運搬費用だけでお答えしております。処理費も必要であればデータはあります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

できましたら、そのプラス処理費も合わせて教えていただければ。何で聞くかと言いますと、持って行った人は処理費だけ払いよるわけですよ、先程言った100キロまで幾らとかという金額で。そういうことでお聞きをしております。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

クリーンセンターとクリーンパークの処理費ですけども、資源化物とか歳入で入った分を除いた分ですけども、約2億4,000万ぐらいです。処理費用です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一連の粗大ごみの無料回収に掛かる経費ということでお聞きをしていますので、この303トンに掛かる部分というのは分からないですか。分からないなら結構ですけど。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

すいません、今の処理費用はごみ処理全体に掛かる費用です。それで、粗大ごみに掛かる経費というのが燃えるごみ、資源ごみ、いろいろ処理過程がございまして、粗大ごみが実際幾ら掛かるのかというのが非常に私どももこの算定をする時に苦勞いたしました、かなり厳しいので、平均よりも手作業で分けたりとかいう部分がありますので、そのまま入れて燃やすというものでもない、若干多めになるんじゃないのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

9条の改正部分で、今回粗大ごみの有料化をするということで理解しますけども、単純に括弧書きの粗大ごみの部分だけ消したら外れますよね。わざわざ犬猫等の死体の分が2項に来ているということで何か考え方があるんですかね。そこを教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

栗山課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

現行のものがご指摘のように、犬猫等の死体その他というふうに規定が括弧書きであります、今回、一般廃棄物の収集運搬及び処分に関し、別表を設けて分かりやすくごみの処理に関しての表を作った方が良いでしょうと、見やすいたろうということで、9条の1項で別表の表を作らせていただいて。そうすると当然、犬猫については2項に、別項にした方が良いでしょうということで別項にさせていただきます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時15分まで休憩いたします。

(休憩 10時04分～10時15分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先の本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

皆さん、おはようございます。それでは、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。予算書の2ページをお開き願います。第1表繰越明許費4億6,836万7,000円でございますが、現在施工している補強土壁工事において、近隣住民との地元調整に不測の日数を要しているとともに調整に伴う工事の設計変更を検討しているため、工事の施工に遅れが生じたものです。また12月の補正に伴う工事費もあわせて繰越するものでございます。以上で都市計画所管の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま、提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

質疑と言うか、その場所ですね。場所を図示して説明していただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

それでは、図面の方で説明をさせていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

それでは、図面で繰越箇所につきましてご説明をいたします。黒く着色している所が既設で終わった所ということになっております。今回、繰越をする箇所につきましては3か所ございます。一つが、今現在、施工中の補強土壁工ということで、工事延長が241メートルということで、何回も現地の方に視察に行かれてお分かりかと思えますけれども、この部分が先程課長が説明したとおり設計変更等がございまして、それに不測の日数を要しているということで繰越を行う予定をしております。それからこちらの55街区ですけれども、これにつきまして繰越すということで土工が3万8,239立米ということになっております。それから、もう1か所が高田越中央線ということで、これにつきましてはトンネルから出た所を高田中学校の付近まで工事を予定しておりますけれども、その分の工事延長164メートル、この部分も今回繰越ということでなっております。2か所につきましては今回補正の分で事業を行うということで、どうしても工期的に繰越が必要だということになっております。この補強土壁工につきましては、先程言われたとおり住民との調整等ございまして、不測の日数を要したということで今回繰越に上げております。以上、簡単ですが説明終わります。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その住民とのトラブルというのは、具体的にどんなのがあったんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

それでは、図面の方に書いて説明します。ここに道ノ尾温泉がございまして、こちらからヤクルト団地の方に上っていく道がございまして、断面図で書きますと、ここが現道、上がっていく道とします。現在ここの赤い所、補強土壁を工事しています。この部分がどうしても、昔、ここに家がございまして、結構間隔があつてそこから山があつたと。今回ここの補強土壁をすることによりまして、ここの擁壁部分がこっちの民地側に入ってくるわけです。ここの上がって行って90度回っていく道がございまして、ちょうどてっぺんの所です。ここの所も擁壁が迫って来ますので、どうしてもこちらのお宅の方から圧迫感があると。それで今、高田の事務所の方ではこの擁壁の部分なるべくこっち側にセットバックできるように設計変更を、今しているところです。ここで設計の変更とそれに伴って擁壁が後ろの方にずれてきますので、こっち側の造成計画とか見直しが出てきますので、その分で今調整をしているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

擁壁がだいたい10メートルぐらいということですから、当然圧迫感はあるでしょうね。だから、極力この図面から右の方にセットバックしてやらんといかんと思うんです。今からのずっと交渉においても、やはりその10メートルの圧迫感というのはかなり現地に行ってもありますもんね。かなりの変更を今考えているんですか。それとも、もうごくわずかということですか。面積的に。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

道路から反対側の宅地側は区域外でございます。道路上までが区域でございまして、その擁壁をちょっとセットバックするといっても、かなりの事業費とか設計変更がかかってきます。それともう一つ、今までは正面側には宅地とか空き地があって、駐車場で利用されていたという経緯もあるんです、空き地を。道路側まで擁壁がきてしまいますので、今まで停めていた駐車場とかそういった所の確保ができないという話もありまして、その分も含めて高田南の事業所の方でそういったところも検討しながら、道路に空き地、車を置けるような状態を作りまして、そこを買っていただくとか借地になるかどうか、今交渉の中で進めていますので、そういったところも合わせて検討しているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

もう今、竹中議員が言われたんでほとんどないですけど、セットバックして、できることなら少し角度も考慮していただければ。90度か少しくずれ込むぐらい角度も考慮していただき、設計の部分があると思うし予算の分もあると思うので、いろいろ難しいところがあると思いますけど、これは答弁要りません。要望です。角度も考慮に一定入れていただければというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほど3件箇所を言われましたけども、このうち、契約して繰越すものと未契約の分があるのかどうか。教えていただければよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○主任（山口和樹君）

こちら今、図示しております3つの工事については契約済みで繰越をしております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

さっきの説明の中で、繰越明許費と直接関係あるかどうかなんですけど、駐車場を今度確保するというお話だったですけども、現在は、その空き地は町の土地ですよ。借りてらっしゃるんですか、その空き地は誰の土地ですか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

先程、区域外の方たちが停められているというのは以前の工事に入る前、普通の民家があったり、ここは各個人の宅地であり住宅地です。その空き地を借りて停められていたということで町有地ではございません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

場所がよく分からないので。その空き地は今まで人の土地だったけど、今度はその空き地も含めて擁壁に入るという意味で理解したら良いんですか。空き地が無くなるから停められないということですよ。その辺をちょっとお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

区画整理ですので、その宅地を移転していただいて、そこに擁壁を作って、その方たちは他の所に移っていくのが区画整理です。その家があった所には今度は擁壁が来ますので、ここには宅地自体が無くなってしまいます。ここにあった人たちは他の所に行くんですけども、この擁壁をセットバックすることによって後ろ側の宅地も当然狭くなってきます。上の造成計画も。そこで上の宅地ができる所も狭くならないような工法とかそういったところで検討して、なるべく擁壁側を下げた前面側の道路の横に何とか車1台分とかそういった空き地を確保できれば、いきなり道路があつてすぐ擁壁じゃなくて、道路があつてちょっと空き地があつて擁壁という圧迫感が少し薄まってくる。そういったところでできるだけ下げられるように。だから、できあがった土地というのは駐車場みたいな用地は当然、保留地とかそういったところで設けるつもりではあります。だから、ここを後で買っていただくとか、そういった中の交渉事で、今時間が掛かっているというところですよ。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

金額が1本で工事件数が3件ということで、金額が1本で上がっているわけですが、それぞれの金額が出るんですか。分かったらよろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

先程、説明した3か所の契約額と繰越額ですけれども補強土壁工の分、契約額が支払限度額になりますけど、28年度分4億9,950万円です。その内、繰越額が3億1,240万円、それから55街区の整地工事ですけれども、これが契約額、支払限度額が9,990万円、それに対しまして繰越額が5,550万円です。それから高田越中央線ですけれども契約額が1億2,060万円、これに対しまして繰越額が6,700万円ということで、その他にも測量試験費とか、そういうのも繰越しまして、今ご説明した繰越額というふうになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

補強土壁工事、これ、この委員会の予算等々の審査の中でも一部そういう意見が出ていましたよね。先程、委員からも言われましたように10メートルの擁壁を作ると、やっぱり周辺住民の方からそういうふうな圧迫感を感じる部分が出てくるんじゃないかというふうな形で意見が出ていて、道路自体が通りやすくなるんじゃないかというふうな話が所管の方から説明がされて、結果的には委員が指摘した部分がこういう結果になったというふうに思うんですけども。それでお聞きしたいのは、住民の皆さんにこういう意見が出てきたのはいつ頃から出たのかですね。そこら辺が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

時期の方が明確な記憶がございませんで、高田の方からお尋ねとか、今こういってところでひっかかっているという話を聞いたのは前々回、所管事務調査で現地の方に皆さんと行ったと思います。多分もう3回ぐらい行っていると思いますけど、1回目の時にここちょっと近くはないかとかいろいろ話があったと思います。その前後に地元説明会を高田の方でしているんです。その時からここはちょっと近いとかそういった話を受けていますので、今々、上がってきた話じゃないんです。ただし、先程から言いますとおり、補強土壁の上側には宅地で換地とか仮換地の指定とかもかなり終わっています。だ

から、その宅地の方に影響がないところで擁壁の間隔を狭めてみたりとか、そういったところの工法とか、その手法を考えているのでかなり時間がかかっていると。先程からお話があった、いつ頃かと言われると最初にその説明会をした時からもう話が出ていたということでございます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、とりあえずこういうふうに今度しますというふうな結果、今設計の変更中だというふうに思うんですけども、こういうふうにしますという形で、それが住民の皆さんにいつ頃説明できるのか、またそこでいろんなご意見が出たらどうなるのか。ちょっとその辺が心配ですけども、お願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

ある程度の案は、その住民の方たちには何通りかの案を見せて説明をしているというのを聞いております。そこぐらいまでです。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、高田越中央線1億2,060万円で繰越限度額が6,700万円程度ということでは言われましたけど、ここは見た目でも何れも変りよらんごととですけども5,000万円程度、竣工が年度内に見込まれるという話ですよ、そうすると補償ですか、これは、お聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

基本的に今回の高田越中央線につきましては主に土工と仮設道路をするということで現在工事をしておりますけれども、今言った支払い済みの分につきましては前金で支払いをしている分を計上しております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

それでは引き続きまして、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与土地区画整理事業特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページから3ページをお開き願います。歳入歳出予算それぞれ10億3,423万6,000円で事業を推進してまいりたいと考えております。

それでは、特別会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。6ページ、7ページをご覧ください。歳入でございます。1款1項1目土木費国庫補助金2億5,450万円の内訳ですが高田南土地区画整理事業補助金として活力創出基盤整備総合交付金1億6,450万円、市街地整備総合交付金4,000万円、地域住宅支援総合交付金5,000万円でございます。次に2款1項1目土木費補助金5,000万円の内訳ですが補助対象事業費の1割相当額を計上しております。次に3款1項1目一般会計繰入金、一般会計よりの繰入金として7億2,773万2,000円を計上しております。これは高田南土地区画整理事業を行うにあたっての事業費に対する補助裏に充当する分野、単独費及び地域開発事業債への返済分等を一般会計から繰入するものでございます。次に4款1項1目繰越金でございますが予備費として200万円を計上しております。次に5款1項1目町預金利子として1,000円を計上しております。同じく5款2項1目保留地処分金として1,000円を計上しております。

次に8ページ、9ページをお開き願います。5款3項1目清算金収入として1,000円を計上しております。同じく5款4項1目雑入として1,000円を計上しております。以上が歳入の内訳でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。1款1項1目土地区画整理総務費9節旅費、11節需用費、14節使用料及び

賃借料につきましては経常的経費でございます。15節工事請負費200万円につきましては、県事業により対応できない突発的な工事や維持管理に伴う経費を計上しております。次に2目高田南土地区画整理事業費9節旅費、11節需用費、12節役務費は経常的経費でございます。13節委託料として9億4,200万円を計上しております。この県事業委託料に相当する事業箇所及び内訳につきましては主要な施策として、後程図面の方でご説明申し上げます。28節繰出金1,000円につきましては保留地処分金を一般会計へ繰り出すため計上しております。2款公債費1項1目元金23節償還金、利子及び割引料の8,276万8,000円は起債償還金の元金でございます。同じく2目利子23節償還金、利子及び割引料の424万6,000円は起債償還金の利子でございます。次に3款1項1目予備費として200万円を計上しております。

以上が歳出の内訳でございます。

引き続きまして、特別会計予算に係る主要な施策に関する説明書について、ご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。1款1項2目長与町土地区画整理事業委託料9億4,200万円の内訳でございますが、説明欄にあるとおり工事費として6億1,300万円、補償費として2億3,500万円、測量試験費として8,000万円、その他として1,400万円となっております。以上が、特別会計の説明となります。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。今から説明をいたします。

○委員長（河野龍二委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

それでは、平成29年度の事業実施予定箇所についてご説明をいたします。先程と変わり映えしないですけれども、実際は繰越をした分につきまして2か年債務ということで、引き続き29年度も工事を行っていく予定にしております。工事につきましては全部で4か所ございますけれども、補強土壁工、これも引き続き整備を行ってまいりたいと思います。これが延長241メートルということです。それから先程、説明いたしました55街区につきましても引き続き整備を行ってまいります。これも同じく土工量が3万8,239立米、それから高田越中央線これも引き続き工事を行っていくということで工事延長が164メートル、それから都市計画道路が1本通っておりますけども、これ三千隠線と言いますけども、これもこの補強土壁工と合わせて29年度に施工したいと思っております。延長が200メートルということで、どの工事もほぼ土工です。切土工事を主に工事を行ってまいりたいと思っております。それから、それに伴いまして補償物件が高田中学校の付近に3件予定しております。それから、道の尾団地の上の方の55街区の近くになりますけれども、これにつきましても3件の補償物件の予定をしております。それ以外に先程説明したとおり、除草工事であったりとかそういったものを予定しております。全体で委託料としましては9億4,200万円ということで、先程説明したように工事につきまして6億1,300万円です。それから測量試験費

が8,000万円、それから補償費につきまして2億3,500万円、それからその他について1,400万円、これを29年度進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。

全体を通して質疑しましょうかね。いろいろとあるみたいなんで。

主要な施策に関する説明書の方でも構いません。

それでは、質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今年度の予算で、面的整備の中でほしい、この事業の何%ぐらいが終了できるような感じになりますか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

図面を見ていただければお分かりになると思いますけれども、擁壁とか切土の工事とか、一部高田越中央線の工事も入っているんですけども、大まかに言ったら土工の方がメインです。そこを切ったから何%というのは計算しづらいところではあるんですが、今の現在の白抜きの箇所から赤を見ていただければかなりの面的な整備率は上がっていくんだろうとは思いますが、現在、何%というところまでは計算はしておりません。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

要は図面の中の赤い部分、この2年間の事業の経費で全部済むということじゃないわけでしょ。だから、この赤い部分が大体どれぐらい今年度の予算で消化できるのかな。大体で良いです。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○主任（山口和樹君）

率につきましては、先程、課長から説明したとおりであるんですけども、一応、今着色をしている箇所は工事の範囲となっておりますので、このエリアについては概ね手はつけるというような予定にはしています。ただそれが、当初契約時に想定していた完成形まで届くかどうかというのは、工事の進捗でまた繰越があったりとかいうのは出てくるかと思うんですけども、工事の範囲としては今着色している範囲に今年度の予算で手をつけていきたいということで考えております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

補償の件ですけれども3件プラス、あと55街区の所で3件、計6件になるんですか、先程からの説明によると。こういうところに補償としては人家か何か、どういう物件がこの補償の対象になるのか、中身的にですね。よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○主任（山口和樹君）

6件の補償の内訳についてご説明いたします。人家があるのかということですが、今、提示をさせていただいている分で数字は見にくいんですが、55街区の付近でということで説明をした3件です。図上では④⑤⑥と3件書いている部分があるんですが、こちらの方が個人の方が住まわれている民家になるような場所になります。もう1か所、高田中学校側①②③、こちらの方につきましては①②は事業所の絡みです。人家ではなくて運送会社なんかがこの付近にあるんですが、③についてはこれは建物が建っている形じゃなくて、建設会社か何かがヤードで使われているところでフェンスがあったりとか工作物の絡みがあるものですから、この辺りの補償をするように一応予定をしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

さっきの補正の中でも出てきたんですけど、10メートルの擁壁、この分で対象となる件数、それは何件ぐらいあるんですか。正面に出るわけですからものすごく違和感があるわけです。だから道路から見て左手の件数の対象になるのは大体何件ぐらいか。参考までに教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

先ほどの補正の時に説明をいたしましたヤクルト団地に上る所の左側の対象の家屋としましたら、今聞いているのは3件を聞いております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

予算書を見ると、プラス6億4,000万円アップしてますよね、去年よりも。これはスムーズにこれだけの工事量っていくという想定でしているんでしょうけども、この6億4,000万円という大きなアップの中身的には、どういうとこに関連して出てくる

わけですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山口主任。

○主任（山口和樹君）

今、お話になられたのは対前年度比の数字です。昨年度の当初予算の段階では、骨格予算という形で最低限の予算を組ませていただいて、6月の段階でまた増額をさせていただいていることもありまして、そういったところで当初予算を比較すると、今年度がかなり増額をしたような形にはなっております。そういったところも見えての金額ですけども、当然今年についても前年の最終的な今年度の金額よりも増えておりますので、一応こういった形で工事を進捗させていければと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

歳出のところ、今まで職員給与が計上されていたと思うんですけども、今回計上はどの部分されているのか、しなくてよくなったのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

昨年までは特別会計の方で職員の給与とか共済費とかそういったところを計上しておりました。ただし、これは職員の人件費ですので特別会計で計上する必要はないと考えております。だから、長与町の職員ですので高田南に行こうが、庁舎内で仕事をしようが一般会計の職員です。これのもとになったのが、以前は補助金の中に事務費として職員の経費とかそういったところも計上している時代もあったんです。だから、高田南の方に補助金が入ってきたら、そこの中の一部を職員の方の事務費とかそういったところに回した経緯があります。現在は事務費というのはもうほぼ取れないんです。だから、今は経常的には一般会計の方でも職員の給与とかも、全て一般会計の方で今まで特別会計で計上しておったものを一般会計の方に全部移しましたので、29年度からは特別会計からの人件費はないと、その代わり一般会計の方で計上していると。こういった計上の仕方になっています。多分、他の特別会計を持っている部署も、特別会計で人件費を取っている所はないと思います。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

事業が32年度までということになっていきますけど、今後の計画の中に、先程申し上げたように道の尾公園をそのまま残すのか、もしくは切ってしまうのか、それから、業

務代行、資金代行などもPFIを使うとか、そういう計画がいろいろありましたけど、その辺についての話し合いは今どうなっているのか、分かる範囲で説明をいただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

以前からこの残事業につきましては、何とか早く終わらせないといけないというところで計画はしておりました。何回かはお説明をしたかと思えますけれども、当然、今の事業認可の平成32年度ではボリューム的にちょっと不可能な状態だと思います。そこで28年度ですね。今現在の年度におきまして、前回から引き続きPFIの事業でこの事業が導入できないかというのは検討しておるところでございます。ここである程度PFIの導入することが可能だよというところで、今コンサルに委託をして、それを出してもらっています。これが可能だよというのが出ますと次の段階に進みたいと思います。すぐPFIに進んで工事をすぐ発注できるというものではございませんで、ある程度の事務手続とか国費の確保とか、そういったところできて初めてPFIの募集という形になろうかと思えます。現在は、今申し上げたとおりPFIを導入して可能かどうかという、その結果待ちです。可能だとなったら次のステップに入るんですけども、当然この29年度予算には次のステップの予算も計上しております。従いまして、29年度に大方のPFIの形、どんな形で発注したら良いとか、どういったところで業者と執行側とのリスクの回避とか、いろんなところの取り決めをコンサル入れて作り上げていきます。それから工事のPFIの募集とか、PFIを募集した際の評点をどうするのかとか、そういったところまで決めていければ良いかなと思います。それでもう1点、先程、道の尾公園の山はどうするのかというご質問でございますけども、今、この山を切らないともう二度と多分切れないです。だから、今のPFIの総事業費の中には山を切るところも含めたところで計算をしております。それともう一つは旧三千隠線といいますか、旧道ですね。高田中学校から下りて来て水源地までの区間、この所もかなりのポケットができてくるんです。ポケットというのはV字型に現状ができてしまいます。かたや山が残って道路があってこの道路から区画整理があって、また擁壁が上がってきて、ここにもかなりの谷間ができてきます。こうなると、隣の山を持つてる地権者の方も開発は無いと思えますけれども土地の利用ができない。ここの空き地も、そのポケットの中に土量とか入れれば、うちの方も歳出を抑えられますし、隣接する地主の方の協力が得られれば地主方も有効な宅地利用ができるか、宅地といいましても調整区域ですので家はできないんですけども、そういったところも合わせて計画をしています。だから、今計画を煮詰めていかないと先に進んでもいろんな問題が起きてしまいますので、その問題点を大方洗い出しながら次のステップに行きたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的に、私達はよく高田南の地権者の方と接する機会が多いです。その時に、やはり地権者と施工側の町との話し合いが、なかなかどういうふうにするという構想とか、そういうのが地権者に伝わってないというのがあっています。だからそういう部分で地権者に対する説明会というよりも、理解をいただくための努力はどのような形でされているのか、それを一つ聞かせて下さい。

○委員長（河野龍二委員）

松邨理事。

○建設産業部理事兼都市計画課長（松邨清茂君）

今、竹中議員が言われるとおり、工事に入る前とか、そこの地元の方たちに逐一、年度の当初でも今年はどういった工事をしますよとかそういったところの説明会等あればよかったのかなと思います。先程から言いますとおり、現在問題になっていた工期が遅れますよと、こういったところも事前に説明とか何年か前に説明をしとけばスムーズにいったのかなと。そういった反省を踏まえまして、次回、PFIとかそういった大型事業を一括ですするという場合にはその前に、当然、地元説明会とか隣接地主とか残っている地権者の皆さんの方にはこういった形で今後事業を進めてまいります、工期的にはこういった時間が掛かります、そういったところの説明会も開くべきだと思います。だから、その旨は高田南の事務所の方には伝えてありますので、次回からは地元の地権者とかそういったところには説明会の案内文書が届くだろうと思います。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も、ちょっと前に委員から出た、この工事に対してどれくらいの進捗率が進むのかということで、それはまだ試算されてないということでしたが、大方が擁壁工事の部分なのかなというふうに思うんですけども、55街区は整地工事をされるということなんで、この工事が終わる平成29年のこの委託事業が終了したという仮定をして、今、離れている方がどれくらい戻ることが可能になるのか、その辺はお分かりになりますか。

○委員（分部和弘委員）

山口主任。

○主任（山口和樹君）

今年度工事の結果でということなんですけれども、実際今年度、整地工事等を行うんですけれども、あくまで今ある山で残っている部分を切って、あらかたのこの土を埋めたりという整地の工事に今回の予定としてはなるものですから、また擁壁を接いで水

道、ライフラインを入れて、人がいつでも住める土地をお返ししますよというところまでの想定をした工事には今年度なっておりません。なので今年度終わったとしても、工事の宅地造成の進捗率なんかも、お返しした宅地とか、でき上がった道路でカウントしていくもので、今年度の工事についてはそういった進捗率等や、また仮住居等をお願いしている方々について件数が増えたりというのは、なかなか難しいのかなということ考えております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時08分～11時20分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先の本会議で本委員会に付託を受けました、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整

備等に関する法律、平成26年6月25日公布の施行に伴う介護保険法の一部改正、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省令が一部改正、平成28年の2月5日に公布され同年4月1日から施行されております。これに伴い、現在、県が指定をしております通所介護、一般的にデイサービスと言われる分ですけれども、提供する事業所の内、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所については、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として市町村が指定する地域密着型サービスに移行することになっております。市町村の条例制定については経過措置が設けられておりまして平成29年3月31日までに施行することになっており、条例が施行されるまでの間は国の省令で定める基準が適用されております。条例の改正の内容といたしましては地域密着型通所介護の基本方針を5条の2に、療養通所介護の基本方針を第5条の3とし、第5条の次にそれぞれの条文を追加するものでございます。また、第12条の見出し及び同条中、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。なお附則といたしましてはこの条例は公布の日から施行するものでございます。追加資料といたしましてポンチ絵の分と新旧対照表を提出しておりますが、今現在、現行のところでは小規模型というのがあるんですけども、都道府県が指定ということで、その分の人数に係る18名以下の部分について、地域密着型通所介護ということで県から町村に移行するようになっております。以上が主な内容でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

地域密着型通所介護が市町村で認めるということになるのかと思いますが、今現在、長与町で今後していきたいとかいうような状況があるかどうかを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在、県の方でみなし指定ということで指定されている分が、今現在9か所というふうになっております。町で把握している分なんですけども、中には休止している団体もございますので5か所ということで確認しておりますけれども、今後の新設というのは今現在、どこかというのは掴んでおりません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その9か所と5か所を良かったら教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

まず事業所名をこちらの方で述べさせていただきます。1か所目がデイサービスセンターみかんの里。続きまして健康増進デイサービスぴーぷる長崎。3か所目がデイサービスセンターのぞみの杜スヨさん家。4件目がデイサービスセンターおかもと。5件目がサン・デイサービスゆりの。6か所目がデイサービスアーネスト。7か所目が通所介護事業所エルスリー長崎長与。続きまして通所介護事業所エルスリー長崎百合野。最後にデイサービスクローバーガーデン長与。その内、4か所休止ということでデイサービスセンターみかんの里、サン・デイサービスゆりの、通所介護事業所エルスリー長崎長与、それと同じく長崎百合野。この4か所が現在休止ということになっております。

以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

これは、休止された所はどんな理由で止めたか、もし分かれば教えていただきたいと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

休止の理由については把握しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

もう1点、看護小規模多機能型居宅介護というふうに、今度からなるということですが、この内容をちょっと教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

看護小規模については今まで複合型サービスと言われてたものになりますが、看護プラス小規模多機能と考えていただきまして、看護は普通に医療的なものと考えていただいて看護。小規模多機能というのは通いを中心に訪問ですとか宿泊を含めた多機能のサービスを展開する所で、ニーズとして小規模多機能に加えて看護、医療系の需要があるということで、それを複合型サービスと今まで言ってたんですけども、少し分かり辛いというところがございます、分かり易くということで看護小規模と名称が改められたものになります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということは、名称が改められて内容は同じということで理解したいと思います。長与町でこれが何件ぐらいあって、名称が分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

こちらのサービスにつきましては、現在のところは町内の方にはございません。事業所からの希望というの、現在のところは無いような状況でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

看護小規模型に移行する時に資格者が確か要るはずですよ、デイサービスとまたもう一步違った部分の。その資格者というのはどういうのか、例えば1事業所何名とかありますよね。それと、小規模型に移行すれば今度宿泊というか、お泊まりもできるんですよ。そこをどうなのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

看護小規模につきましては今までと名称が変わったということなんですけれども、小規模多機能と比較すれば医療というものが付きますので、看護師等が必要になってくるようになります。従業者の員数として看護小規模につきましては、利用者の数が3に対して1人を置くようになります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

小規模多機能と看護小規模といたら、小規模多機能は確か宿泊ができると思うんです。看護小規模型とはデイサービスの延長で宿泊ができるのかできないのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

看護小規模につきましては小規模多機能の延長と考えていただいて、通い、訪問、宿泊プラス医療が付くというイメージで考えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今までのデイサービスのイメージだと通所というか、送迎が主だったんですけど、今度、看護小規模型となれば宿泊施設も整えてないと開業ができないという形になると理解して良いんですか。

○委員長（河野龍二委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

今回2つ挙げさせてもらっているんですけども、今まで通所だったものが地域密着に下りてくるというのが一つと、看護小規模は今まで複合型サービスだったものが看護小規模になるということで、デイから看護小規模になるのではなくて複合型サービスの名称が看護小規模、分かり易くというところなので、そもそも看護小規模には泊まりの機能もあるというところになります。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

出していただいた資料の最後のページ、資料5の1は法律の改正の中身だというふうに思うんですね。増加する小規模の通所介護の事業所については地域と連携運営の透明性を確保することから云々ということで。ですから今の現状とこの法律が変わることによっての対応の仕方というのがどう変わってくるものなのか。利用者については特別変わらないのかもしれませんが、この辺が法の改定の理由、なぜこのように変えていこうとなったのか、その目的が分かればお願いしたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

移行の理由につきましては小規模ということで、現状としまして地域の方、近くの範囲的に狭い所で対象者を見ておりましたので、今までは通所ということで県の方で指定をして県域で見ていたものを範囲が狭い所での実際の利用でしたので、実態に合わせて町村が指定をするというような形に、実態に合わせてというところが一つ目的としてあります。それから、二つ目の丸で書いてますけれども、小規模ということで経営が不安定というような事業所もございますので、そういった所については大元の事業所にくっつくような形で経営を安定化させてサービスの質の向上等をしていこうというような目的で今回移行がされております。ですので、河野委員がおっしゃられたとおり、利用者につきましては特に変わることが無いんですけども、県から市町村に指定権が下りてきますので、そういったところで今回の条例を上げさせていただいているところになり

ます。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

大体、今ので理解できたんですが、先程の説明でそういう不具合がやっぱり生じてたのかなという部分。例えば、地域で見てるのを県が指定監督するもんだからよく分からなかったという部分が実際あったものなのか、その辺が1点ともう一つ、この資料でいくと先程も説明があった経営安定の確保の上から大規模との連携と言いますか、そういうので図っていくという話なんですけど、先程、説明の中で休止してる事業所があるということですが、こういうのがどう考えれば良いのか。大きくやってる所の施設の中に入って、こういう小規模の通所介護をやっていくというふうなことも可能にしていくというか。でも、それは事業所同士のそういう契約等々が無いとなかなか難しいと思いますんで、その辺がよくこの中身では理解できないもので、もう少しその辺も詳しく説明していただければと思います。

○委員（分部和弘委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

1点目なんですけれども、その広域でやっていたことで不具合があったのかという点については実際、長与町の方でそれがあったかと言われると特に把握はしてないんですけれども、よく言われているのが小規模、人数も少なく開所できるということで、どうしても事業所が増えてしまって、それで供給が過多になっているような状態を生んだので、市町村に指定権を下ろして市町村の方で需要に合わせた供給ができるような体制をとということで、今回の移行の方が行われる背景がございます。もう一つが、小規模の所が大規模の所にくっついてというお話ですけれども、こちらは休止の所があるんですけれども、そちらの理由をこちらも把握をしておりますんで、今後どういった経営になる、どういった形を取るというのは事業所の考えになっていくところでございますので、何とも申し上げられないところになります。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

確認ですけれども、移行についての説明ですと②の所ですね。経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護や小規模事業、居宅介護のサテライト事業への移行を選択することになるということで、理解としてはそういう理解で良いんですよ。小規模をやられている、通所介護やられている所が大規模のそういうグループの中に入って、小規模もやれるんですよというところで理解して良いんですよ。そこと結果的に長与内の事業者の説明をされていましたが、やはり今休止されてるのはどうしてもそ

ういう小さい事業所、具体例を挙げますとのぞみの杜なんかは比較的全体で大きな事業をやっているとその中の小規模事業がこの中にあったということでやっぱり運営が続けられているのかなど。他、休止をされてるのはどうしてもそれだけの小規模事業所だけの取組でこういう状態になってるのかなど。その辺を確認させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

休止の施設については今後、上部に位置する施設があればそれにくっつくということも考えられるかと思うんですけども、今、町で休止をしてる分について理由をはっきり把握してないので分からないんですけど、一部についてはエルスリーなんかは買収とかいうようなお話があつてるので、これはあくまでもこうできますよというところで、今後どうなるかというところは分からないところです。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き審査を行います。先の本会議におきまして、付託を受けました議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは、議案第21号、平成29年度介護保険特別会計当初予算について、ご説明させていただきます。介護保険特別会計の予算でございますが、保険事業勘定で歳入歳

出それぞれ31億4,984万4,000円で前年度比1億9,812万5,000円、6.7%の増となっております。平成29年度の事業につきましては長与町第6期介護保険事業計画に基づき作成しております。第1号被保険者数1万382人、高齢化率24.6%、認定者数2,026人と推計し事業を算出しております。なお、新しい総合事業を昨年の10月から前倒しで実施しておりますので、これに関連する介護給付費と地域支援事業費については若干の修正を行っております。

それでは、説明書により説明させていただきます。まず、介護保険事業勘定の歳入予算でございます。予算書の6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料7億5,043万1,000円は前年度比4,782万4,000円、6.8%の増となっております。内訳といたしまして現年度分特別徴収保険料6億7,313万8,000円、現年度分普通徴収保険料7,479万3,000円、滞納繰越分普通徴収保険料250万でございます。給付費や地域支援事業費の22%相当が保険料の負担となっております。2款使用料及び手数料は督促手数料となっております。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金5億4,828万4,000円は前年度比1,069万7,000円と2%の増となっております。給付費に対する国の法定負担分で施設分が15%、居宅分が20%となっております。2項国庫補助金1目調整交付金は法定負担率の5%分でございますが、これにつきましては調整されるということで、今回2.36%で計上をいたしております。2目、3目の地域支援事業については昨年の10月より新しい総合事業を開始しておりますので、補助金の名称等変更となっております。2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）3,127万4,000円となっております。3目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業ということで、2,131万2,000円は国の法定負担分で、介護予防日常生活総合事業が25%、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業が39%となっております。地域支援事業交付金の総額ベースで申し上げますと5,258万6,000円で前年度比3,825万2,000円で大幅な増ということになってます。増の要因といたしましては歳出で詳しく説明いたしますが、要支援の方の通所介護、訪問介護が給付費から地域支援事業へ移行されたことによるものが主な要因となっております。なお、地域支援事業交付金介護予防事業及び地域支援事業交付金の包括的支援事業任意事業については廃目となっております。4款支払基金交付金は2号保険者、40歳から64歳までの方が納めた社会保険料から制度負担分ということで、こちらに歳入として入る分になります。1項介護給付費交付金8億1,288万3,000円は前年度比1,744万1,000円2.2%の増となっております。これに関わる交付率は給付費の28%となっております。次の8ページ、9ページをお願いします。2目地域支援事業交付金3,502万7,000円は前年度比2,858万7,000円と大幅な増となっております。交付率は事業費の28%となっております。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金3億9,524万1,000円は前年度比954万6,000円2.5%の

増で、給付費に対する県の法定負担分ということで施設分が17.5%、居宅分が12.5%となっております。2項県補助金1目地域支援事業費交付金、介護予防日常生活支援総合事業1,563万7,000円、2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業ということで1,065万6,000円は県の地域支援事業交付金ということで計上しております。地域支援事業交付金の総額ベースでは2,629万3,000円で前年度比1,912万8,000円の増となっております。交付割合は介護予防日常生活支援総合事業が12.5%、それ以外の地域支援事業が19.5%となっております。6款財産収入は存目の計上でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金3億6,289万4,000円は前年度比778万5,000円と2.2%の増となっております。町の法定負担割合は12.5%となっております。2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業1,563万7,000円は町の法定負担分ということで12.5%分を一般会計より繰り入れを行ってます。10ページ、11ページをお願いします。3目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業については1,065万6,000円ということで、町の法定負担割合分19.5%分でございます。総額で申し上げますと2,629万3,000円で、前年度比と比較しますと1,912万8,000円の増となっております。4目その他一般会計繰入金5,623万9,000円は前年度比309万8,000円ということで5.8%の増となっております。歳出の総務管理費、徴収費、介護認定調査会費、趣旨普及費、介護保険運営協議会費、公債費に充当するものでございます。5目低所得者保険料軽減繰入金508万9,000円は低所得者保険料軽減に係る公費負担分でございます。これは平成27年度から平成29年までの第6期保険料で第1段階の基準額に対する負担率0.5%から0.45%に変更を行っておりますが、その差額の0.05%分を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで負担するものでございます。2項介護給付費準備基金繰入金は存目計上でございます。8款繰入金1,000万円は前年度繰越金でございます。9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料、次のページになりますが、2項町預貯金利子、3項雑入につきましてはそれぞれ存目計上でございます。以上が歳入の主な内容になります。

次に歳出でございます。16ページ、17ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費972万9,000円は前年度比198万2,000円ということで16.5%の減となっております。ここでは被保険者等の資格管理に関する事務経費を計上しており、減額の主な要因として介護保険システムの再リースによる減となっております。2目連合会負担金33万5,000円は国保連合会に対する事務負担金でございます。第三者行為求償事務負担金は交通事故等で第三者行為による給付費求償事務に係る負担金、特別徴収経由事務負担金は年金天引きによる特別徴収保険料の軽減に係る負担金でございます。広域イーサネット負担金は国保連システムの専用回線に係る国保連への負担金となっております。2項については徴収費となっております。1節

報酬では徴収嘱託員1名分の報酬を計上しております。11節印刷製本費は納付書や各種通知書または給付等に係る経費を計上しております。12節役務費では納付書や保険料通知書等を送るための郵便料他口座振替、コンビニ収納手数料、滞納者などに係る預貯金調査等の手数料を計上しております。18、19ページをお願いいたします。3項介護認定審査会1目介護認定審査会費1,249万5,000円は前年度比120万6,000円、8.8%の減となっております。内容といたしましては介護認定審査会をこれまで月6回行っておりましたが、月5回に減らし1回辺りの審査件数を概ね25件から30件程度ということで件数を増やして対応を図っております。それと介護専門員2名分の報酬並びに介護認定審査会の運営経費等をここで計上しております。2目認定調査等費2,200万6,000円は認定調査に係る介護認定調査員3名分と認定調査750件分の報酬、それと医師の意見書等作成手数料等、認定調査に係る経費を計上しております。20、21ページをお願いいたします。4項趣旨普及費は65歳になられた方に介護保険制度の周知のためのパンフレットを配布しており、そのための経費を計上しております。5項介護保険運営協議会は5回分の開催経費と次期計画ですけれども第7次計画に係る経費を今回計上しております。2款保険給付費1項介護サービス等諸費29億315万2,000円は前年度比6,228万6,000円と2.2%の増となっております。ここでは、要支援、要介護の認定を受けた方が利用した介護サービス、介護予防サービス費等の支払分の給付費と国保連への審査手数料を計上いたしております。介護サービスに係る分は27億6,672万6,000円前年度比1億7,554万9,000円、6.8%の増。介護予防サービスに係る分は通所介護、訪問介護が地域支援事業に移行したために1億3,185万3,000円ということで、前年度比より1億1,367万8,000円と46.4%の減となっております。続きまして22ページ、23ページをお願いいたします。3款地域支援事業費については昨年10月より新しい総合事業に取り組んでおりますけれども、その関係で前年度と比較しますと事業費ベースで1億7,974万1,000円、前年度と比べると1億3,474万1,000円と大幅な事業費の増となっております。また1項介護予防生活支援サービス事業費及び2項一般介護予防事業費は新設となり、3項包括的支援事業任意事業につきましては各事業の見直しが行われております。1項介護予防生活支援サービス費1目介護予防生活支援サービス事業費及び2目介護予防ケアマネジメント事業費はこれまでの要支援の方が利用していた訪問介護、通所介護が2款給付費から3款地域支援事業費に事業が移行したために係る経費となっております。2項1目一般介護予防事業費は介護予防2次予防事業、介護予防1次予防事業が整理されて、新たに一般介護予防事業として事業を実施するものでございます。内容といたしましては介護予防一時予防事業で実施しておりましたお元気クラブ、めだか85、いきいきサロン事業、介護予防サポーターポイント制度や任意事業で実施しておりました脳トレ教室を引き続き実施するための経費として、8節報償費はお元気クラブの開催に伴う指導謝礼、13節委託料はめだか85、脳トレ教室、介

護予防サポーターポイント制度に係る社協への委託、19節の委託負担金についてはいきいきサロン事業、介護予防サポーターポイント制度に係る補助金になります。22、23ページと次の24、25ページに渡りますが、3項包括的支援事業任意事業1目地域包括支援センター運営費2,161万6,000円は前年度比2,149万5,000円の増となっております。内容といたしましては、長与町地域包括支援センターに係る職員給与や地域包括支援センター運営協議会委員の報酬等を計上しております。職員の職員給与等人件費につきましてはこれまで一般会計での予算計上をいたしておりましたが、国の指導等により、29年度より保健師、社会福祉の専門職に係る職員給与を今回特別会計で計上いたしております。24、25、26、27とわたりますが、2目総合相談事業1,113万3,000円は前年度比87万6,000円、8.5%の増となっております。内容といたしましては、介護保険課窓口配置の介護相談員と訪問指導を実施しております訪問看護師の報酬や医師等の謝礼、軽自動車等リース料等の相談事業に係る経費を計上いたしております。増額の要因といたしましては健康相談時の栄養士、看護師の謝礼を新規に計上しております。3目権利擁護事業16万5,000円は高齢者の方の権利擁護のための成年後見人制度の周知を図るためのパンフレット等を作成しておりますので、その経費を計上しております。4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費594万6,000円は前年度比338万3,000円、132%の増となっております。内容といたしましては、主任介護支援専門員を嘱託ということで配置しておりますけれども、その報酬と資質向上のための研修に係る経費を計上しております。増の要因としまして、28年度につきましては1名分を他の科目で計上しておりましたので今回2名分ということで、ここでまとめて計上させていただいております。5目在宅医療介護連携推進事業は新規事業として、昨年12月末に立ち上げました長与町在宅医療連携推進協議会の運営に係る経費となっております。26、27、次の28、29ページに渡りますが、6目生活支援体制整備事業費375万円は新規事業として地域包括ケアコーディネーター、生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するための経費としております。また、地域を支えるための協議会の設置を行い、地域の課題等の協議を図ってまいります。認知症集中支援チームの設置のための検討委員会としての報酬、それと支援チームの設置に係る委託料等を計上しております。7目認知症総合事業555万5,000円は新規事業として地域包括ケアコーディネーター、ここで認知症地域支援推進という業務になるんですけども、それと初期集中支援チームを配置し認知症の人や家族の相談、対応、支援等を今後行っていくための経費となっております。31ページをお願いします。8目任意事業として544万3,000円は前年度比325万5,000円、37.4%の減となっております。内容といたしましては丸田荘、上長与公民館で実施している健康相談や町内各団体、自治会とか老人会になりますけれども、これらの健康教室及び認知症講話に係る報酬と、家族支援事業として介護学習会認知症介護者の集い、地域支援自立事業として配食サービスを委託

料で計上いたしております。20節扶助費は在宅介護者見舞金、家族介護用品支給を計上いたしております。要因ですが、脳トレ教室に係る経費を2項1目の一般介護予防事業費へ支出科目を変更しておりますので、こちらの関係で減額となっております。また、国の地域支援事業実施要綱が改正になっておりまして、その支給要件というのが60歳以上から65歳以上で介護サービスを利用されていない方というふうに支給要件が変わっておりますので、こちらの方で一部見直しを行っております。32、33ページをお願いします。4款基金積立金は存目計上でございます。5款公債費50万円は一時借入金に対する利子部分として計上いたしております。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は1目第1号被保険者保険料還付金として70万円を、2目償還金は存目計上、3目還付加算金は1万円を計上し、7款予備費については1,000万円を計上いたしております。保健事業勘定につきましては以上の内容となっております。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明させていただきます。このサービス事業勘定につきましては地域包括支援センターが行っている事業、要支援1、2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメントの作成に係る収入と人件費等の経費分になります。歳入歳出それぞれ2,373万8,000円で、前年度比103万2,000円ということで4.5%の増となっております。歳入から説明させていただきます。40、41ページをお願いします。1款サービス事業サービス収入1項介護予防給付費収入1目介護予防サービス事業計画費収入2,373万6,000円はケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメントの作成に係る収入でございます。2項繰越金、3項諸収入については存目計上でございます。

次に歳出でございますが、44ページ、45ページをお願いします。1款1項1目指定介護予防支援事業費は2,154万5,000円、5.1%の増となっております。1節報酬は包括支援センター専門員ということでケアマネージャー等の7名分の予算を計上いたしております。28年度は5名分を計上いたしておりましたが事務量の増により2名増員を予定いたしております。4節共済費は包括支援センター専門員の社会保険料になります。9節、19節、旅費と負担金ですけれども、包括支援センター専門員に係る研修旅費とその参加負担金ということで、こちらの方計上いたしております。13節委託料の内ケアプラン作成委託料はケアプラン作成を外部へ委託するための経費として計上しております。それ以外につきましてはケアプラン等の作成に係る経費をそれぞれ計上いたしております。次に1款2項介護予防日常生活支援総合事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費は新しい総合事業に伴う新設ということで、13節の委託料は介護予防ケアマネジメント作成を外部に委託するための経費として計上いたしております。以上が平成29年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算でございます。

なお、主要な施策に関する説明を添付いたしておりますのでご参照いただきたいと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま説明をいただきましたけども、ここで休憩に入ります。

1時30分まで休憩いたします。

(休憩 12時13分～13時25分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

午前中に提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。

質疑については、歳入についてはそんなにページ数無いんで、全般で。

まずは歳入の方から質疑はありませんか。戻っても構いませんので。

それでは歳入のページも、最入のページは終わっていきたいと思います。

16、17、18、19ページまで質疑はありませんか。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

19ページの介護保険認定審査会委員報酬のところ、現在月6回を月5回に減らしてということで減額されたというふうに説明を聞いたんですけども、この減らした理由とその減らすことによってメリットというわけじゃないですけども、何かあるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

1回分減らしたという理由は当初の審査会の委員に対する説明で35件までこちらの方はお願いしますということで説明会で申し上げてるんですけども、実際が25件ということで少ないような段階で推移してるものですから、1回当たりの件数を30件ということで上げて6回を1回減らしたことによって、特に処理件数に変わりはないですけども、経費的に削減が図れるんじゃないかなということで、こちらの方を変更させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

経費削減もあってということかというふうに理解したんですけども、それによってその申請する側、介護を受ける側の人に不利益にならないのかということをお教えください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

実際に認定審査会に係る人たちに対する不利益があるかというご質問ですが、現在のところ、速やかに処理をいたしておりますので、今回の1回減らしたために審査決定通知が遅れるということは無いかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では6回を5回に減らしても決定通知は同じということであれば、決定通知自体は審査してからどれくらいで申請した本人の所に到達しますか。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

審査結果の通知については本人が介護認定申請をされてから30日以内に通知するという指導がっておりますので、それ以内に通知するような形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

再度確認だけ。30日以内というのは前から決まっていることかと思うんです。ずっとされてきたことかと思うので、減らすことによって遅れることがないのかという心配をしてるんです本人に届く時に、結局6回を5回に減らすのでタイミング的に遅くなるんじゃないかというのを懸念するんですけども、そこだけ再度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在、6回を5回に減らすことによる本人に対する通知という不利益な部分ということですが、実際には件数を、毎月25件を30件ということで増やしますので、審査会自体が1回減ったことによるご本人に通知が遅れるということは考えにくいと思います。また、審査会に書類的に遅れる場合が多々ございますけれども、その理由としては医師からの診断書が遅れる場合とか、ご本人の病状が追いつかないといった例もございますので、今のところ速やかに処理しております、30日以内に通知しておりますので、もし通知ができなかった場合については県等にも件数については報告がございますので、県からの指導もございますのでこちらとしては不利益を生じない範囲で対応させていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

じゃあもう一回最初から、歳出の16、17ページの13節委託料の介護保険システ

ム改修業務委託料と14節のシステムリース料、これはどちらなのかということとその下の2項1節徴収嘱託員報酬とあるんですけど、徴収件数は何件か教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

委託料のシステム保守と改修業務委託料ですけれども、こちらについては、今、NBC情報システムの方をお願いしております。それから徴収の件数ですけれども、徴収の件数は月に大体30件程ございまして年間で300件を超えますけれども、徴収額としては今年度、今までの時点で220万円、前年度は300万円強ほどです。

○委員長（河野龍二委員）

では進めて、20、21、22、23ページまでいきたいと思います

質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

21ページの老人福祉計画・介護保険事業計画策定委託料で7次計画の分というふう
に説明がありましたが、この委託先がもう決まってるのか。これからその入札か何かさ
れるのか。委託先を決める決め方というのを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

日高係長。

○係長（日高拓郎君）

こちらについてはまだはっきり決まっておりませんが、前回、前々回ですか、同じぎ
ょうせいをお願いをしております、今考えてるのは町のいろんな計画をぎょうせい
にお任せしているのが現状でして、できればそういったいろんな方向から見ていただけ
るようなぎょうせいを随契でお願いできればと思ってるんですけれども、他の業者につ
いても営業とか来ていただいておりますので、その中でここはというような所があれば検討の
余地はあるのかなと思います。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということであれば、公募になるのか指定入札になるのか分からないけれども、ぎ
ょうせいが良いけど、そういう業者もいるので一旦見積もりを取るというふうに理解した
ら良いんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

契約方法についてはもし希望があれば、その時に提案をいただいて、内部の方で提案

に対する検討をした結果、複数の会社であれば一般競争とか公募という場合を取らずに随意契約という形で、契約については進めたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

一般公募で随意契約と言われたのはどんな意味か、教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

説明が不足していたかと思うんですけども、一般公募を行わずに申し出のあった会社で、内部で提案をそれぞれの会社にしていただいて、その提案を検討した結果をこちらの方は随意契約ということで決定させていただくということです。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では23ページの上段の委託料の通所型サービスC事業委託料となってるんですけども、この内容を教えていただきたいのと、たぶん新規の事業と言われたように思うんですけども、どんなふうにするのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

通所型サービスC事業についてご説明いたします。これは元々28年度までは2次予防事業といたしまして虚弱な高齢者の方の短期集中的な通所のサービスという位置づけだったんですけども、総合事業が始まりまして、これの位置づけが変わりまして、今までの2次予防の短期集中型の通所サービスが総合事業の中の通所型サービスC事業というふうに事業が位置づけられておりますので、それを基本的には今年度同様の内容を事業所に委託と考えております。ただ委託先などはまだ決まっておりません。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

20、21ページの介護サービス等諸費と22、23ページ、地域支援事業費。3款3項については職員の費用等々の関係だと思うんですけども、1款1項と2項の部分はいわゆる地域支援事業費として新たに項目が出てきた部分だというふうに思います。そ

れでお尋ねしたいのは地域支援事業として、一定事業がこれまでの介護事業にやっていた部分と地域支援事業と分かれるわけですね。そこで、この予算上では介護サービス等諸費で2.2%の前年度に比べて増だと。この部分が地域支援事業を行うようになって減らない理由というか、極端に考えれば事業が分かれることで、少しこういう部分が減るのかなというふうに思ったんですけども、そこが減ってないという部分ではどういう背景があるのかなというところを一つ伺いたいのと、この地域支援事業に係る対象者というのをどれくらい見てらっしゃるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

2款保険給付費と3款地域支援事業費についてですが、3款1項の介護予防生活サービスの19節の分と介護予防ケアマネジメントの19節、この分が昨年まで保険給付ということで処理されている分になります。実際、この分が給付からそのまま地域支援事業の方に動いたこの分が通所介護と訪問介護の2項目になりますので、それ以外については保険給付にそのまま残りますので、これについて実際はもっと、その部分を含めると増えるんだけど、その分が地域支援事業に移ったために増減率が低く抑えられているというふうにこちらの方は考えております。それと、実際に事業対象者ということで認定申請を行わずに対象者となった人が10名ということで、今現在いるんですけども、その方が純粋に増えたという部分になるんで、継続して認定審査を受けてる方はそのまま額自体が2款から3款に移ったということになるかと思えます。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、確認させてもらいたい。保険給付費の方は全体、冒頭説明がされた介護保険の認定を受けてない65歳以上の対象が1万3,082人いるということで、認定を受けてる方が2,026人と。その自然増分が給付費増に反映してるのかなというふうに思って、この地域支援事業に回った分は減額されてますけども、自然増の分が増えてこういう実態になっているというふうなところで確認させていただきたいのと、先程、説明がありました実質地域支援事業に移ってるのは介護予防、1款1項1目19節と2目19節、この部分が地域支援事業サービスに移行してるということで、確かに28年度中に10人が移行されたというふうな話をされて、ここら辺の事業費の予算の組み方が、これに該当する人達がどれくらいいるんじゃないかというふうな形で予算を組まれているのかなというふうに思って、その対象人員というのが大体分かりました。先程の10名に対してこの予算ではちょっと大き過ぎるかなと思いますんで、その辺が分かれば教えていただきたいと思えます。

○委員（分部和弘委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

総合事業の介護予防生活支援サービス事業給付費の対象者の予測なんですけども、今現在要支援の認定を受けている方で、その予防の通所サービスを使ってる人が180名程、それから予防の訪問介護ヘルパー使ってる人も160名程いらっしゃいますので、基本的にはこの方たちが地域支援事業の総合事業に移行すると考えて金額などを算定しております。ただ、一度に移行するわけじゃなくて、ちょうど認定の切り替わりであるとか、ケアプランの切り替わりのタイミングに、給付サービスから総合事業のサービスに順次移行というふうにしておりますので、若干予測ができないところなんですけども、大体それぐらいの人数が最終的には移行するかなと予測しております。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に、質疑はありませんか。ページ数も先に行きたいと思います。24、25、26、27ページまでいきましょう。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

25ページの総合相談事業の中の介護相談員嘱託職員報酬と訪問看護師報酬の中で、訪問看護の方は訪問されてするのかなと思うんですが、この介護相談員の方はどんな形でご相談を受けるような仕事をされるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在、介護相談員ということで役場の窓口で3名の方がローテーションを組んで、常時1人常駐ということで対応しております。この方々については保険の更新の内容とか、相談内容が主になりますので、ケアマネの資格を持った方が実際の手続の方法とか、そういった部分を主に相談に乗っていただいております。また、窓口に来られる方について、一般的な身の上とか、そういった困り事の相談については包括の職員もおりますので、窓口ではあくまでもワンストップではございませんけれども、繋げていくような形で相談員と連携を図って窓口対応を行っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では、相談員の方は皆さん、一応ケアマネということでよろしいんですか。それと合わせて、1か月の相談件数がどれくらいあるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在、介護相談員の方々についてはケアマネの資格を有する職員ということでお願いをしております。それと1か月当たりの相談件数でございますが、月々平均しますと約500件程度が相談件数というふうになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

もう1点、25ページの下の自動車借上と電算機器借上のところで、借り上げる内容というかそれを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

使用料の件ですけれども、自動車借上料につきましては訪問看護師が各家庭を回っておりますので、それに使用する車ということで5台分をリースしております。また電算機器につきましては地域包括支援システムということでシステムの分と、あと端末機ということで4台分をリースしてございまして、あと訪問看護師が専用で使ってる分が2台ということで、内訳としては以上になります。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

25ページの11節需用費の中の修繕料とその下、12節役務費の感染症検査手数料。内容を教えていただきたいんですけども。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

11節の修繕料につきましては例えば血圧計とかそういった機器がございますので、そういった部分の修理代及び公用車のリース部分の修理代を含んでおります。次の感染症検査手数料ということですが、訪問看護師のB型肝炎についての接種手数料ということで2名分を予算計上をしております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

戻って構いませんが、歳出全般で質問を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

31ページの成年後見人報酬ですけれども、成年後見人をしてる人というんですか、いつも何か件数は無いみたいな話を伺ってたんですけれども、今後何件か有るというのを予測してされているのか、報酬がどんな時に発生するのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

成年後見人の件でございますが、そういった事例が出た場合について予算を組んでるという部分なんですけれども、今現在、後見人ということで申し出があった人については今現在、無いという現状です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

無いと思うので、その予算は何を根拠に計算するのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

報酬につきましては2万8,000円ということで金額を算定しております。2万8,000円の1人分の年間の12月ということで、年間分の33万6,000円ということで予算を計上しております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

2万8,000円の12ということは、1月2万8,000円ということで1件2万8,000円と理解したら良いのか、何が2万8,000円なのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

相談があった場合に相談件数ごとではなくて、相談があったら1件なら1件ということで、相談があればその分の1月分ということで2万8,000円ということで、複数の相談があった月であれば件数割ではなくて、相談に従事した月からということになります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

先程の2万8,000円の根拠は、後程、教えていただきたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

31ページの委託料と20節扶助費のところで家族介護支援事業委託料、どういう内容なのか、どこに委託するのかということとその下のところ、在宅介護者見舞金と家族介護用品支給と書いてる、この支給の根拠というか、どういうふうにして支給するのか中身は何なのかということですね。それを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

家族介護支援事業の事業内容は学習会としまして、なるほど介護学習会というものと、認知症介護者リフレッシュの集いという事業を社会福祉協議会の委託事業として行っておりまして、家族介護をするに当たっての知識であるとか、家族同士の意見交換の場として実施している事業です。地域支援自立事業はこちら配食サービスとして行っております。それから在宅介護者見舞金は平成29年度から中重度の介護者で介護サービスを利用していない者に対し、実際に介護している家族の方に対しての見舞金ということしております。それから家族介護用品支給事業はおむつであるとか家族介護に使用される消耗品などを支給する事業で、こちらの方は所得制限で非課税世帯としております。それと、見舞金は3万円の10人分を算定しております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今のところで、在宅介護者見舞金は中重度で介護サービスを利用していない方とされましたけど、それはどうやって把握をするんでしょう。中重度であれば利用していただかなければならないのかなと思うんですが、その辺りはどんなふうにご考えておられるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

在宅介護者見舞金は今までは重度の介護者、介護度でいえば介護4、5の認定を受けてる方で在宅でいらっしゃる方というくりだったんですけども、これが地域支援事業の任意事業の制度の見直しがありまして、その中で対象者は中重度ということで、介護3、4、5というふうになったんですけども、条件として、更に介護のサービスを受けていない者、家族介護だけで生活をされている者が介護者見舞金の対象になるというふうにご規定されまして、それに合わせて長与町も要綱を変えて、中重度で介護のサービ

スを受けていない者、家族のサービスだけを受けている者に対して、家族への慰労金として見舞金を支給するというふうに変更になりました。本来は、介護の認定を受けてる方、サービスを受ける前提で認定を受けられるんですけども、その認定を受けられるけども外部のサービスを好まれずに、例えば家族だけのサービスで生活をしている方達を対象にというふうを考えられております。実際、介護のサービスを利用されている方は介護のサービスを受けているので、家族の介護の負担の軽減になっているので、受けてない方に対して家族への見舞金を贈るといような制度になっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

趣旨は分かりましたけれども、そんな方が長与町に本当にいるのかなというのが1点と、もう1点は3万円は、年間に3万円なのかというところで、4月から3月と区切って、その1年間利用しないよということなのか、その辺を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

見舞金は年間3万円で基準日を9月1日としておりまして、9月1日を基準日に過去1年間、認定を受けていてかつサービスを利用していないという方が対象になります。対象者がいるかどうか、今まで重度者ということで介護4、5の方で認定を受けてる方はこちらで今までも確認して把握していたんですけども、その方たちは今まで皆さん、介護サービスは使っていらしたので介護4、5の方の中ではいらっしゃらなかったです。ただ、今度から対象者が介護3までと拡大されましたので、認定を受けてるけどもサービスを利用していない方がいらっしゃるかどうかは把握できておりません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

実際に把握はどうやってされるのか、最後に教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

今までも認定の情報と給付サービスの利用状況はこちらで確認することができますので、その中で認定を受けていらっしゃるけれどもサービスの利用がない方を抽出して、確認をする予定でおります。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

関連です。在宅介護見舞金ですが、28年度予算からするとだいぶ減額されてるということで、そういう意味では、この見舞金の事業の中身が厳しくなっていると、1年間中重度であっても、いわばホームヘルパーのそういうのも受けないと。全く自分たちで介護する人たちだけにというところで、そういう中身で対象者が少なくなってきた、この金額だったというふうに思うんですが、先程、同僚議員から出たように、そういう世帯が果たして本当にあるのかなと。例えば、1度でもショートステイを利用すると、これはだめになるわけでしょうから。そこが懸念するところと、これはもう法律上そうすべきだというふうになってるんですか。そこを確認させていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

介護保険の改正で任意事業についても見直しがありまして、そのように中重度者で介護のサービスを利用していない者がこの事業の対象になりますので、それに外れた場合は事業の対象外となります。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

あくまでも介護保険の改正の中で、そういうことすべきでないという形になった。町の裁量でとか自治体の裁量でやるというところは無いんですか。介護見舞金はずっと3万円ですね。支給がですね。そういう部分を拡大して対象世帯に給付するという検討もできないものなのか、検討はされたけども法律上やっぱりだめだというふうな結果になったものなのか、再度そこら辺をお伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この分には、地域支援事業につきましては国の補助金が流れておりますので、実施要綱が定められたために減額されたということでございます。要件につきましてはこれ以外の町の単独の配慮はできないかと思うんですけれども、金額につきましては各市町で実態に合わせてばらばらに設定されているようでございますので、見舞金の金額につきましては町の裁量は可能だと考えております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き審査を行います。歳出の30ページ、全般いきました。戻っても構いません。介護サービス事業勘定、40ページ、41ページ、歳入です。

歳出、44ページ45ページまで。介護サービス事業勘定での質疑も受け付けます。質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

29ページで、認知症の総合支援事業費のところ認知症初期集中支援事業委託料となっておりますが、これは事業委託されるのかなというふうに思うんですけども、その委託先がもう決まってるのか、今後選ぶのか。それとその上の認知症初期集中支援チーム検討委員会委員報酬が出てますけど、これとの関連性というのはどんなふうになってるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認知症初期集中支援チームにつきましては各市町で設置をするということで、国の方から指導を受けてるんですけども、長与町では今、医師会と在宅医療介護連携ということで協議を重ねているんですけども、実際に医師会が2つの町にまたがっておりますので医師会との調整が必要になってくるかと思うんですけども、13節の委託料につきましてはそういった協議を行いながら直営でやるのか、それとも委託で行うかという選択をするようになるんですけども、恐らく、町の直営というのは難しいと思っておりますので、長崎市にはもう既に設置されておりますので、そちらとの協議を行いつつ医師会との協議も行いながら、実際にどういうふうに検討するかということで、報酬はそのための報酬で、今後どこに委託するのかというのはこの審議会、委員会で決定して実際の委託ということに手順的にはなるかと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

検討委員会も、今から医師会と調整してされるということかと思しますので、その委員会が医師会とあとどなたが入られる予定なのか。もう一つ、委託料の150万円になるんですね、決めたのは委託するかどうか分からないけど決めたということなので、どういふことでこの150万円という数字なのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この報酬につきましては、今、既に既存の在宅医療介護連携という協議会を立ち上げてますので、その分科会という形で構成を考えております。構成メンバーにつきまして

は医師会も当然入りますし、施設の方とかそういった部分を含めて協議の場ということになるかと思います。13節委託料の根拠ですけれども、長崎市が実際に委託しておりますので、その分の資料をいただきまして、長与町で導入する場合を仮定して金額を、その委託先と大体どのくらい概算で掛かりますよということで協議させていただいておりますので、その金額を計上させていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

参考までに長崎市の委託料を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤係長。

○係長（木澤奈津代君）

長崎市の集中支援事業の委託料ですけれども、長崎市は包括支援センターが20か所ございまして、その中で1包括当たり70万円というふうに金額は聞いております。これは28年度の時のなので29年度も同様かは分からないですけれども、それを参考に算定いたしました。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他、質疑はありませんか。介護サービス事業勘定の方でも構いません。

質疑をしたいので委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

全般に係るところだというふうに思うんですけど、一つは、これはまだ分析してからの結果だと思うんですが、7期総合計画が調査をしなければならないということで、予測として、介護保険料の増減はどういうふうな形になりそうですか。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

29年度から介護保険事業計画ということで7期分が計画をされるわけですけども、6期の今現在の推移を見ると計画より多少、少なく決算上見込みが立っておりますので、第5期においても実際に余剰金が生じております。6期についても同様に多少余剰が生じる可能性がございますので、そういった余剰金を基金ということで積み立てまして、その分を考慮に入れながら7期の保険料については検討させていただきたいと考えております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

町長の施政方針でもあったんですが、いくつかあって、これが介護保険特別会計に反映されてるのかどうかがよく分からないんですけども、例えばその認知症施策ですね。先程からその質疑がありましたけども、認知症地域支援推進員の配置ということですが、特別会計にはそういう項目が特段なされてないので、これは町全体として取り組む中身というふうな形で捉えて良いものなのか、施政方針の中にある認知症地域支援推進というところ、ここについてどういうふうを考えてらっしゃるのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回の議案第5号で、非常勤の特別職ということで地域包括ケアコーディネーターというのをお願いしているわけですが、地域包括ケアコーディネーターの主な業務といたしまして生活支援コーディネーターそれと認知症の支援員ということで、主な業務としてその2項目をお願いするように配置をしております。現在2名を予定しております、その2名で、この施政方針でございましたけども、認知症対策が遅れておりますので、その分について及び生活支援の関係も多少、他町と比べて遅れている部分もございますので、29年度に配置を2名いたしまして住民のサービスに繋げていきたいと考えております。以上です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後にしたいと思います。それで、この予算上には特別反映されてないんですが、介護保険法の改正で利用料の1割負担が2割負担になる世帯が出てきました。それが現在長与町の介護保険を利用されてる方で、どれくらい当たってるのか、そこが分かれば平成29年度予算でどういう方々が対象、人数まで分かれば非常にありがたいと思うんですけども、あれば教えていただきたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員（分部和弘委員）

休憩を解いて、会議を再開します。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

2割負担の方が今現在、何名おりますかというご質問ですけども、今現在、サービ

スを利用されてる方が2月末で1,797人おります。そのうち2割の方が232人あります。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

先程の保留になっていました成年後見人報酬のところの件をお答えいただきたいと思います。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先程はすみませんでした。長与町成年後見人制度利用支援事業実施要綱ということで平成23年4月1日にこれを定めておるんですけれども、その中で介護保険成年後見人等についての報酬月額を決めているんですけれども、本人の生活の場が在宅であった場合については月額2万8,000円を上限に、施設入所の場合によっては月額1万8,000円を上限とするということでこちらの方で要綱を定めておりますので、その要綱に基づいて予算を計上させていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

要綱に基づいてということですが、この2万8,000円は上限で、MAXが2万8,000円ということですが理解したら良いんですよね。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

上限が月額、在宅の場合については2万8,000円ということで、上限ということでご理解いただければと思っております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

上限ということであれば、どんなふうに考えて良いのか分からないんですが、1件幾らで上限が幾らなのか、どこをもって上限なんですか。何がMAXで何が1番低いのかというのが分かれば教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

成年後見人の報酬につきましては家庭裁判所で決定されるわけなんですけど、家庭裁判所の中で報酬についても本人の状況を見て決定されるということで、町の方では月額

2万8,000円を上限ということで在宅の場合は設定しており、施設に入られている方については1万8,000円が上限というふうになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで散会いたします。どうもお疲れ様でした。

（散会 14時30分）